

第31回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和7年11月13日（木）13時30分から15時00分

2 開催場所 大津市役所 新館2階 災害対策本部室

3 出席農業委員（16名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	本郷	忠史	委員
5番	井上	一夫	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	已壽	委員
12番	濱田	博之	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	安井	善次	委員

4 欠席農業委員（2名）

6番	小谷	英利	委員
13番	上野	壽久	委員

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員（2名）

奥村	明之	委員
西村	和彦	委員

6 説明員（0名）

7 傍聴人（0名）

8 議事日程

議案第127号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第128号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第129号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第130号 農地法第51条第1項に該当する事案について
報告第168号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第169号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第170号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第171号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第172号 農地の転用事実等に関する照会について
報告第173号 土地利用協議について
報告第174号 女性委員登用促進キャラバンの実施について

9 事務局

事務局長、次長、係長、主査

10 議事概要

事務局長 それでは、第25期 第31回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順になっております。本日は議席番号15番森繁孝委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

会議全体の司会進行は、副会長の輪番制となっております。本日は、北部選出の副会長であります上田雄亮委員にお願いします。この後の進行につきまして、どうぞよろしくをお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、上野壽久委員、小谷英利委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は16名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立していることをご報告いたします。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

会長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございます。
それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規程により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
議事録の整理のために、発言に当たっては挙手していただき、議席番号と氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようよろしくお願いいたします。また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。議事が円滑に進行できますようよろしくご協力をお願いいたします。

それでは、大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

11番 万木 巳壽 委員

12番 濱田 博之 委員

お二人、よろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入らせていただきます。

お手元に農地法第3条、4条、5条の許可要件を説明した資料を備え付けておりますので判断資料としてご活用ください。

なお、このテキストは次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようよろしくお願いいたします。

では、まず初めに議案第127号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 それでは、説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地につきまして権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見を伺いたいと思います。

No.1の大物につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 10月15日、私と譲受人、申請人、推進委員とで現地を確認させていただきました。

3番の写真を見ていただいたらよく分かるんですけど、伺ったときもこういう状態で栗、ザクロ、ビワと、生い茂ってるというか、大変育ってまして、こちらは取りあえず剪定しますと。その剪定した切れ端をどうしたらいいのという相談も受けまして。燃やしたらすぐ問題になりますよと。細かく砕いて出す方法もありますということで、推進委員が詳細に説明したら分かりましたと。私は、しばらく置いて腐らせたら肥料にもなりますよと云うて

ましたけど。この土地は反対側が道路で、もう一つ向かい側に建物が建っています。手前のところはもう既に雑種地として当人が許可になっておるということで、周りの田畑に影響を及ぼすことはないというものです。

そういうところで、ゆくゆくは、〇〇から〇〇のほうに引っ越してきて、できたら農業をやりたいと。大変地元としたらうれしい話を聞いて、応援したいなとも思ってまして。あと、稲作も考えてますということでした。そういうことで何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.2の伊香立上在地町、No.3の伊香立北在地町と下在地町、No.4の伊香立生津町につきまして、地元委員より一括してご意見をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

委員 まず、No.2の伊香立上在地町の件ですが、こちら、6ページの地図を見ていただきますと、2筆ありますが、こちらが説明にありましており、写真を見ていただきますと、1枚の田んぼになっております。さっき送りましたけども、10月29日に推進委員と私、そして譲受人並びに譲渡人と立会いを行っております。

もともとこちらの農地なんですけど、譲受人の方が作業受託をしてやっておられましたので、今回売買ということで、作業自体は引き続き行われるので、農地のこともよく分かっておられますし、何ら問題ないというふうに判断しております。

続きまして、No.3の伊香立北在地町及び下在地町にあるこの分で、10ページのこちらの1筆の田んぼ、並びに11ページにございます〇〇番になります。

〇〇番地のほうの農地に関しては、1筆の田んぼに2名の地権者がおられるという、この辺りに多い農地の形になります。こちらに関してなんですけど、一応作業受託ということで、受託者の方に確認を取ったところ、そういう話も受けたということで、作業受託としての成立が確認できましたので、何らここも問題ないかということです。

あと、譲受人の方に聞くと、〇〇番地の残りのほうの農地も今後購入の形で今話を進めているということで、こちらを買われて、1筆丸々同じ人が持つという形に今後はなってくるかと思えます。

〇〇に関しましては、もう既に野菜が植わってまして、管理がされてるということで、引き続き問題ないかと判断しております。

そして、こちらの〇〇番地のここの農地ですが、こちらの左にあります交差点、ここが熊が出たところです。100mないぐらいのところなので、農作業に関しては気をつけてくださいという話は出てくるかと思えます。

続きまして、No.4の伊香立生津町です。

こちらに関しましてですが、17ページでございます〇〇、こちらがちょっとややこしい田んぼでございます、1筆に3名の方が所有者でおられると。そのうちの1名は既にもう譲受人が持たれてまして、今回新たに〇〇を購入されるということで、残り〇〇に関しても、先ほどと同じで今後購入の話は今進めてるということで、話がまとまり次第また申請するというので、こちらの農地に関しても1筆というか、1つの田んぼ全てを譲受人が所有する形に今後なってくるのであるということでお話は伺っております。

こちらの田んぼ及び18ページでございます〇〇番地の農地に関してですが、こちらも作業受託ということで、作業受託をされる方のほうにも一応確認はさせていただいたところ、お話しさせていただいてるということと、それに対して受けたというふうな返答をいただきましたので、こちらも作業受託が成り立つ以上、3条申請の趣旨に照らし合わせると何ら問題はないのかなというふうに判断しております。ということで、以上、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.5の真野四丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委 員

10月26日日曜日に推進委員、それとあと譲受人と私とで立会いたしました。当土地は、隣接を、〇〇が今年亡くなられたんですけども、その人が取得しておられまして、周囲は全部畑でやってみて、水田はないんです。それで、畑をされても別に何も、作付はタマネギとか根菜類を植える予定ですので、何ら迷惑はかかることはないと思いますので、皆さん、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、No.6の堅田一丁目につきましては、地元委員よりご意見のほうよろしく願いいたします。

委 員

この現地につきましては、10月27日の日に譲受人、そして申請代理人、その関連の業者さん、推進委員、私の5名で現地の確認をさせていただきました。

当該地については、先ほども事務局のほうから説明がございましたけれども、開発の区域といいますか、計画地がその辺りにたくさんございまして、今回の譲受人が従前から持ってる土地のところも開発の予定区域に入ってるということでございますが、その土地については〇〇がかかっているということでご相談をされたようでございます。その結果、新しい土地に、今現在

かかっている〇〇を振り替えることによって、今開発計画の予定地については〇〇が外れることになるそうでございます、その手続をするためにどこかええとこがないかなということで適地を探しておられたら、たまたま近くにこの土地で今回の申請地が見つかったということで、今回の申請に至ったということでございます。

ちなみにこの農業をされてる方は、今回の譲受人は、小学生の頃からお父さんの田んぼのお手伝いをされてるということで、数十年の農業経験があるという、そういうこともございますし、そしてまた農機具についても一定揃えておられるということでございます。今回は畑ということで、サツマイモも作るということでしたが、改めて現場で確認いたしますと、ラッキョウとか落花生とか書いておりました。そういったものについても今後サツマイモに加えて作っていきたいということでございました。ということで、問題はないというふうに思いますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

- 議長 ありがとうございます。
- それでは、議案127号でございますが、これについて何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。
- 委員 6番の譲渡の理由は交換って書いてるんですけど、交換ってことはもう一つあると思うんですけど、どうなんでしょう。
- 委員 今譲受人が従前から持ってる土地と、今回新たに申請する土地を交換するということになるんですけども、実は土地の流れについてはそういうことなんですけど、お金の流れについては、実は宅地開発の業者さんがおいでになって、そこを介して動かすということになるんですけども、単純に言うたら、土地だけでいくと、本人が持ってる、譲受人の土地を渡して、そして新たに今回の土地をもらうという、そういうことで交換ということになりますけれども。
- 委員 田んぼ同士の交換という形ではないんですかね。
- 委員 畑と畑を交換されるということでございます。
- 委員 はい。
- 委員 そうやし、交換しはった片方はまた後々に5条か何かで上がってくるということですか。

委員　　そうです。説明が漏れましたけども、また来月以降、5条の申請をされるというふうになります。

議長　　よろしいですか。

委員　　はい。

議長　　ほかにございませんか。

委員　　すいません、この案件自体の話ではないんですけど、この写真が大きいのか、小さいのかいろいろあるのは、これは向こうから出してこられるんですか。

事務局　　おっしゃるとおりで、先方が出してこられた写真をそのまま今皆さんの資料として使わせていただいております。
以上です。

委員　　ありがとうございます。7ページとか、何かむちゃくちゃ大きくて見にくいのもあるし、そういうなんは統一はできないっていうか、お願いはできないのか、写真サイズにしてくださいとか。伸ばし過ぎて見にくいのが結構あります。

事務局　　以後、そういう形で申請人の方にはお願いしようと思います。
以上です。

議長　　ほか、ございませんか。
今の件は、ホームページで上げたりとかということは可能なんですか。

事務局　　今の、対面で話す中で遠くから撮っていただいて、今回の申請地がちゃんと写真1枚に収まるようであれば1枚で結構です。ただ、どうしてもサイズとか形によっては2方向、3方向から撮らないと全景が分からないような場合は適宜用意してくださいというようなお願いしか今はできておりません。ですが、必ずこういう形式で写真を出してほしいというようなお願いが今できていないので、本当に写真を撮ったら現像した写真をそのまま持ってこられる方もいらっしゃるって、ただサイズが小さ過ぎたりすると見にくいので、こちらのほうで適宜少し引き伸ばしてサイズを大きくしたりということで、工夫しながら今は議案書を作っている次第でございます。
以上です。

委員　　今の写真っていうのは、例えばタブレットで現地調査に行ったら撮ります

よね。あれは使えないんですか。

事務局 使えます。

委員 あれやったらみんな共通にならないんですか。もうちょっと画像がきれいにならないんですかね。多分この写真って、データじゃなくて、向こうの人がプリントアウトしたものを持ってきて挟むから、どうしても粗くなるんですよね。

事務局 委員の皆様が撮ってくださった写真が資料の発送に間に合えば、今後はそれに、幾ら相手方が出した写真とはいえ、ちょっと見にくかったりする場合がありますので、撮ってくださったら、委員の皆様の写真のほうが鮮明であれば、そちらを適宜差し替えさせていただいて、この資料に付け加えることは可能でございます。その場合はサイズ感は恐らく一緒になっていきますので、そのようにさせていただきます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようでございますので、お諮りさせていただきたいと思います。

No.1 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第127号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第127号のNo.2は許可することに決定いたします。

続きまして、No.3 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第127号No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第127号No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第127号No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第127号No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第128号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
についてを議題としていますが、事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。

10月27日に実施していただきました現地調査について、一日立会委員
に調査していただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た
審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 本件は、10月27日に地元委員、推進委員、代理人2名、事務局2名、
そして私の7名で立会いをいたしました。

概要と経緯については、35ページをご覧くださいと思います。

申請人は、昨年9月に〇〇の一つとして、今回の4条申請地を含む土地を
購入され、3条申請を経て取得された土地でございますが、その1か月後の
昨年10月に大津市から〇〇の打診があり、これに応えるべく、新たに建物
建設を計画され、取得した農地〇〇㎡のうち〇〇%の〇〇㎡を転用し、建設
をしようとするものでございます。

工事に際しましては、北側と西側にL型のコンクリート擁壁を設置し、周
辺農地への土砂流出を防ぐほか、東側と南側にはU字溝を設置し、会所升で
集めた後に既存の道路側溝に流す計画をされてます。

論点といたしましては、3条で取得した農地を一度も耕作することなく転
用することになりますが、市の要請に応えるためであり、その判断と事情に
一定の理解はできることから、今回の4条申請はやむを得ないのではないか
というふうに考えます。ただし、取得後一度も耕作していないということか

ら、改正農地法には抵触しており、大手の法人でもあることから、先ほどの事務局のご説明のとおり、関係課の判断と同様に3年間の3条申請制限はやむを得ないと考えます。結論といたしまして、以上のとおり一日立会委員として考えますので、よろしくご審議いただきたいと存じます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員のご意見を伺いたいと思います。
地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 先ほど事務局及び一日立会委員より説明があったとおりでございます。この〇〇っていうのは、今までからこの〇〇もそうですし、〇〇にも建物を持っておられます。それも農地転用を行った経過がありまして、その立会のほうで一応、今回の土地は畑の耕作はされてませんが、一部分は畑として、先ほども説明がありましたように、建物から徒歩1分以内にありますので、建物を利用される関係者たちがそこで畑作業をされてました。たまたま行った27日の日は天気がよくなって作業されてまして、自然の風に当たってはるなというふうなことも感じましたし、この横に建物が増えますと、〇〇の分が移ってくるということで、〇か所の施設を持っておられるということになります。

そういうことでありますので、農地転用の3条は問題かなとは思われますけども、〇〇さんのほうは3年間3条の申請を行えないということで理解をされているというふうに聞いております。そういうことで、やむなしかなというふうに地元委員としては思いますので、皆様のご理解を頂戴しまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それと、もう一点。

この部分の、これ事務局、分かります。27ページ、法定協議制度という、グレーのところ。この意味がはっきり言って分からへんねんけど、教えていただけたらと思います。

以上です。

事務局 ただいま地元委員からご指摘がありました、今皆様のお手元に配っております27ページの右下、この法定協議制度、こちら、あくまでも転用の主体が国、都道府県、指定市町村というようなところでございます。今回はあくまでも転用の主体は〇〇という一法人でございますので、通常どおり自己転用の場合は4条の許可申請が必要というふうに判断しております。

以上でございます。

委員 ありがとうございます。

議長 それでは、議案128号の件につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようですので、お諮りさせてもらいたいと思います。
No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第128号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第129号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、この件を10月27日に現地調査を実施していただきました一日立会委員にご報告をお願いしたいと思います。

委員 まず、No.1のほうですけれども、仰木六丁目は、先ほどと同じ10月27日に地元委員、推進委員、譲受人、代理人、事務局2名、それと私の7名で立会いをいたしました。

本件は、先ほどもご説明がありましたけれども、申請人さんが経営する〇〇に公道を挟んで面している土地を購入されるものでございます。53ページのとおり、申請地は昭和〇〇年から先代さんが譲受人から借り受け、駐車場や資材置場として50年以上使用されているもので、本件は先ほどもご説明がありましたように、顛末案件でございます。したがって、本申請によって何ら現状変更はないということで、ですので、譲受人も譲渡人も事後申請について反省もされていることから、本件についてはご承認をいただきたいというふうに考えます。

1番目については以上です。

続きまして、2番目ですけれども、これは地元委員、代理人、事務局2名、そして私の5名で立会いをいたしました。

概要につきましては、譲受人は〇〇を営んでおられて、事業拡張に必要な露天資材置場を確保するために本農地を取得するべく5条申請をされたものでございます。申請地は、これも先ほどご説明があったんですけれども、ほぼフラットで、広さも〇〇㎡あり、幅〇〇メートルの公道にも面してる上に、

譲受人の事務所からも比較的近いということで選定をされたものでございます。申請地に流入している川とか水路はありませんで、隣接する農地もないことから本申請による周辺農地への影響はないものと考えております。利用に際しましては、土壌改良剤を混ぜて固めるとともに、周囲3方向に側溝を設けて会所升を通じて市の用水路に流す計画をされており、土砂流出や雨水への対応もされておられます。これも先ほどの説明のとおりですけれども、令和7年8月に農業地の農用地区域から除外が既にされている土地でございます。以上によって本件申請により、周辺農地への影響がないと考えますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。
No.1の仰木六丁目につきまして、地元委員からご意見をお願いします。

委員 この土地なんですけれども、まずこの現況写真を見ていただくと、48ページのとおり、私の小学校の頃からこのような形状で、このような使われ方をしてこられてました。今回申請に上がって私も驚いたんですが、すいません、農地であるっていうことを存じ上げず、農地転用で申請が上がってきました。

その前の47ページを見ていただくと、周辺に田んぼはありません。この辺、水が全然来るような農業用水路がないので、周り一帯は全部畑です。白地の畑で耕作してはるところも少なく、ほとんどが草刈りだけの自己管理してらっしゃるようなところが乱立してるってというような土地でもありますし、農業用水路もありませんので、水路関係のことに関しましては問題ないかと思っております。周りも畑と言いながら、何も作付されてない、自己管理してらっしゃる畑になってますので、周辺のほうにも影響を及ぼしませんので、何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお伺いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.2の関津の5丁目につきましては、地元委員は本日欠席されておられますので、事務局のほうで何か聞いておられることがありましたらご報告をお願いします。

事務局 今日地元委員がご欠席ということで、私のほうで意見を預かっておりますので、この場をお借りして代読させていただきます。

申請農地は、農用地区域にありましたが、圃場整備の結果、既存の水路を整備するに当たり、農用地区域から分断されることになってしまった土地です。また、その際に水路がない農地となってしまったため、水田としての利

用ができず、以降貸し農園として畑地利用がされてきた経過がございます。このたび、農用地区域からの除外手続が取られ、その後は区域外の農地となっております。

今回の申請で気になった点が造成時の盛土が農業用水路へ流入する可能性があること、並びに隣地の地権者の意向でございましたが、盛土の流出対策はされていると思われまます。また、隣地の地権者にも十分に説明がなされていたということで、この点も問題はないと認められます。

なお、申請地東側の道路を隔てた向かい側は〇〇用地となっております。50年ほど前から頻繁に大型トラックが通行している道となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上、代読でございます。

議長 ありがとうございます。
それでは、ここでご意見、ご質問等賜りたいと思います。
No.1についてご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議長 続きまして、それではNo.2の関津5丁目のほうですが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、お諮りさせていただきます。
No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第129号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたしております。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第129号No.2は許可することに決定いたします。
それでは、ここで休憩をさせていただきますが、委員の皆さん方は、座席でしばらくお待ちください。事務局のほうで次の議案の書類を配付させていただきます。

(休 憩)

議 長 それでは、再開させていただきます。
議案第130号 農地法第51条1項に該当する事案についてを議題とさせていただきます。
事務局からの説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、お諮りさせていただきます。
ただいまの議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第130号は議案書のとおり決定させていただきます。
では再度休憩させていただきます。

(休 憩)

議 長 それでは、再開させていただきます。
続きまして、報告案件です。
報告第168号から報告第173号並びに集計報告について、一括して事務局の報告を求めます。
なお、報告については簡単明瞭という形でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 先に皆様、配付させていただいておりますので、見ていただいておりますと思います。詳しい内容までは各それぞれ地区の委員さんの方がお分かりかと思っておりますので、よろしく申し上げます。
ありがとうございました。
それでは、何かご意見、ご質問等ございますか。

委 員 報告第168号の2番の農地のかさ上げというのは、どのぐらいのものな

のか教えていただけますか。

事務局 今ご指摘いただいた原議が手元にないもので、申し訳ありません。私のほうでも把握ができておりません。

委員 よければ今、見てほしいです。

事務局 承知しました。一旦席を外させていただきます。

議長 資料を取ってこられるまで、ほかのご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 7ページ、8ページ、9ページに今まであまり出てこなかった文化財本掘調査っていうのが出てきたんですけど、これはこの土地に文化財があるっていうことですか。あって、承知で。

委員 遺跡が出てますね。

委員 出てるから、そこを買わはるっていうことですか。

委員 そうです。遺跡があるだろうということで、ちょっと出てる部分があると思います。それでほんで先に遺跡調査してから開発に入るということですの

で。

委員 遺跡調査しはるのは、買わはる人が費用を払わはるんですよ。

委員 そうです。

委員 ○○あたりは○○やから何ぼでも出てくる。

議長 ほかはございますか。何かございますか。

(なしの声)

議長 そうしたら、すいません、来られるまでに次のほうを進めさせてもらってよろしいですか。

続きまして、報告第174号女性委員の登用促進キャラバンの実施についての事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 ありがとうございます。
これについて何かご質問はありますか。

委員 どんな意見が出てたのか、概要でええので教えてもらえたらありがたいな
と思うんですけど。

事務局 ○○が彦根で農業委員されてますので、地元の様子とか、女性委員の難し
さ、今まで男性が周りを囲ってますので、その中で女性委員の難しさを説明
されて、その後会長のほうから、歴史的に男性は前に立つような農業のやり
方で日本の文化がそうだったので、いきなり女性が前に立ってっていう
のはなかなか難しいけれども、時代の流れの中で今は女性の視点とか、女性
の働き手の現状とかを伝えるものが必要だということ而努力していきますと
いうようなご意見をいただきました。
概要は以上です。

委員 ありがとうございます。

議長 今言っていましたように、どうしても、お父さん、あんたが前に出
ていきいなど、そういう文化はどうしても残っています。それはこういう時
代の流れの中で女性の力というのを大事にしていかなければならんとは思
うんです。地域によっては、最適化推進委員さんでやられた後に農業委員さん
をされるというケースもあるかとは思いますが、もし1期だけで最適化
推進委員さんを終わられるという場合であれば、他の市町村さんの数値を見
てると、最適化推進委員さんも結構おられますので、そういう場でもし皆さ
ん方の地区の中で進めていけるなということがございましたら、今後してい
ただけるといいかなと。数値を見てますと、大津市が一番女性登用が少ない
状況でございましたので。今後ともまたその地域地域で検討をしていただ
けるようであればお願いをしたいなという次第でございます。
今のこの件についてはほかにご意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、戻られましたので、事務局からの先ほどの件、説明お
願いします。

事務局 先ほどの農地のかさ上げの件ですが、今回届出をいただいているんですけれ
ども、その届出書の中に具体的にどれぐらいの立米の盛土をするかというよ
うな記載はないので、そこについては不明でございます。ただ、今回この申
請地の周りを分譲開発されるということで、この土地が結果的に開発が終わ

ると周りよりも低くなってしまおうということ、面を合わせていくために今回も届出をするというふうに代理人のほうから聞いております。

そこを聞かせていただいたときに、盛土をされる場合は開発調整課並びに建築指導課、そのあたりの他法令に必ず留意するよう、こちらのほうから言わせていただいた上で届出書のほうを受理しております。

以上でございます。

議長 よろしいでございますか。

委員 はい。

議長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、最後にですが、全体を通して何かあるようでしたらお願いいたします。

委員 ちょっと確認で。総会が始まる前に熊の話題が出てましたけども、遊休農地調査とかで、農地パトロールとかで、あつてはならないんですけど、そういうのに遭遇してけがしましたってなった場合は保険は出るんですかね。

事務局長 公務ですので、保険の対象です。

委員 それで、例えば命があつたら報告できますけど、もう既に報告ができん状態ってどうなるんですか、これ。

事務局長 公務災害になると思うんですけども。

委員 何か帽子がなかったらあかんの。そういうわけじゃなくて線引きがね。生きていたら報告できますけど、亡くなってたら分からへんじゃないですか。だから、例えばそこに農業委員の帽子があつたなど、これは公務やなど、タブレットがあつたなど、これは公務やなど。

議長 被害を受けてたかどうかという。

事務局長 農作業してるか、公務かという区別ですね。

委員 そう。例えば農地パトロールって線引きが難しいじゃないですか。農地に行くまでに何かないかって見る、この状況でなつたら。ニュースでご存じや

と思いますけど、今週の火曜日の早朝未明に熊が出ましたと。実はそのエリアを、その前の週の金曜日に遊休農地調査でうろうろしてたんです。

議長 出るからね。

委員 そうそうそう。だから、もう、ちゃんとそこをしとかんと、残った家族に何か、なるんで、どうなんかなと思って、昨日。

委員 大変な時期やな。

事務局長 公務災害について、状況によって、全く公務かどうか分からんような状態ってのはなかなか、今すぐ即答することはできないんですけども、その辺のところ、一度、熊が出るなり想定をして、今までなかったもので、いろいろ調べさせてもらって、協議して調べさせて、また皆さんにご返事できるようにさせていただきます。

ただ、命の危険を冒してまで遊休農地調査してほしいとは全然思いませんので、皆様もそれだけはくれぐれもごつい鈴を持って歩いていただくとか、鈴が効くかどうか知りませんが、身の安全第一によりしくお願いします。ただ、できましたら、農業委員としての活動してるというのが分かるように、何か痕跡を残していただけたらなというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

前に事務局の〇〇が言いましたけども、自分の家から農地に行くまでにパトロールするだけでも農業委員としての仕事になりますので、記録に残していただければと思います。

委員 亡くなったときに、軽トラに農地パトロールのマグネットがついてたら公務中やったんやという判断を市役所がしてくれはったら。

事務局長 僕はそうしますけども。

議長 よそで玄関を開けたらそこに熊がおってとかね。あんなふうになってくるともう。そこまで、実際には熊が出てこんとも限りませんでしょうから。いろんな作業されるのには十分、この時期。ひよっとすると熊も冬眠するかどうか分からへんでしょうから。腹が減って。十分ご注意いただければ。玄関を開けるときからもう注意していただかんとと思います

議長 ほか、ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 推進委員さんのほうからでも何かお話がございましたら。よろしい。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようでございますので、司会のほうを代えさせてもらいたいと思います。ありがとうございました。

副 会 長 以上をもちまして第31回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。

議事録署名委員

議 長（本郷 忠史 委員） 印

委 員（万木 巳壽 委員） 印

委 員（濱田 博之 委員） 印